

## I. 総務委員会

1. 協会運営について、新公益法人制度に基づき一般社団法人への移行(平成 25 年 4 月)も 3 年目を迎えたところであり、理事会、委員会等各組織の効率的運営のもとに、更に効果的な協会業務を遂行する。併せて、協会事務局の事務処理の効率化についても、引き続き推進する。

・協会事務処理を効率的に行った。

2. 行政機関、地方自治体及び全タク連等関係組織からの通達・通知事項の会員への通知・伝達について、迅速かつ正確な処理を行うとともに、会員専用ホームページ、電子メールを活用した効率的な通知伝達方式について更に推進する。

・本年においても、関係組織からの通達については、会員向電子メールを活用し、効率的に通知を行った。

3. 輸送の安全を確保するため、整備管理者研修会の開催等を通じて、整備管理業務の充実を図る。

・本年は、横浜市技能文化会館において、平成 27 年 10 月 27 日(火)と平成 27 年 12 月 7 日(月)の 2 回研修会を開催した。出席者は 275 名

4. タクシー等に係る事件・事故に対し、「ドライブレコーダーの記録データ提供に関する協定(平成 26 年 3 月、神奈川県警察本部と締結)」の充実を図るため、今後も県警本部、県防犯協会等関係機関との連携を密にし、タクシー等の事件・事故の防止に努める。

暴力団・覚せい剤(危険ドラッグを含む)対策として、研修会などの開催により対処予防を図ることとし、特に危険ドラッグを含め覚せい剤が、安全確保を第一とするタクシー業界に蔓延させないよう啓蒙を図る。

・暴力団及び覚せい剤・危険ドラッグ等対策に係る研修会を平成 27 年 11 月 25 日(水)ホテルモントレ横浜にて開催した。出席者 96 名

5. 災害発生に備えた対策及び災害発生時の緊急対策等の要領、マニュアル等の作成に関する検討を引き続き行う。

・タクシー災害対策マニュアルを作成し、会員全社に配布した。

6. 表彰制度の活用を図るため、表彰適格者であるタクシーハイヤー事業の乗務員、従事者、功労者等の積極的な推薦を会員各社に促し、業界の質的向上に繋がる多くの被表彰者が輩出されるよう努める。

・平成 27 年度乗務員の振り込め詐欺未然防止、犯人逮捕への協力者 9 名は、協会長表彰を受けた。

## II. 経営委員会

### 基本方針

平成 26 年 1 月 27 日施行の「タクシーの適正化及び活性化に関する特別措置法」改正法に基づき、引き続き適正な需給が維持されるよう業界として適正化に向けて適切な対応を図ると共に、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を受けて、下記に挙げた需要拡大策、利用者利便策、乗務員質的向上策等をもって活性化の推進を図る。

### 記

1. 公共交通機関として、地域の交通全般に関し、以下の通りタクシーの特性を生かした各種輸送サービスの提供について検討・推進し、需要の拡大を図る。

- (1) 地域公共交通会議・モニター会議等における行政機関・関係団体及び利用者との意見交換や懇談等を通じ、地域におけるタクシーの社会的責務や要望を把握する。

- また、地域の白タク類似行為を把握し適切に対応する。

- (2) 少子高齢化問題に対応し社会に貢献するため、NPO による有償運送の状況を把握しつつ、子育て支援タクシーや福祉タクシーについての需要拡大を検討する。

- ・地域公共交通会議及びNPO移動ネットワーク会議等に参加し地域の要望把握に努めた。
- ・「福祉ニーズに応えるタクシー利用推進プロジェクト」を立ち上げ地域養護学校との意見交換会を開催した。
- ・地域公共交通として、乗合タクシー・デマンドタクシー等の対応について検討を行った。
- ・UDタクシー導入のための協議会開催について各自治体に協力要請を行った。
- ・UDタクシーの導入による需要拡大の検討を行った。
- ・UDタクシードライバー研修を実施、4回 252名が受講した。

2. 適正な需給の維持と経営の健全化を目途に、地域ごとの特性と実態に応じて、次の事項の検討等を行う。

- (1) 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」改正法について、適用にあたっては真摯に取り組みを行うと共に、減・休車後の利用状況の推移及び効果等を把握する。

- (2) 燃料 (LPG 等) 価格やLPG車両の将来動向に対応し、その対策等を検討する。

- (3) タクシーIT化 (電子マネー、ICカード、スマホ等) への対応を検討する。

- (4) 環境への配慮のため、環境に対しすぐれた性能の車両導入推進を検討する。

- ・事業再構築(減車・休車等)後の効果について、稼働状況等の調査・検討を図った。
- ・車両の製造動向、燃料についてディーラー等と意見交換を行った。
- ・次世代ユニバーサルデザイン車両についての情報収集を行った。
- ・東タク協よりスマホアプリ配車や白タク対策についての研修会、意見交換会を行った。
- ・EV車の推進を図るためオンデマンド運行等の協力を行った。
- ・労務委員会との合同による労務・経営研修会を開催した。(参加者 91 社 112 名)

3. 利用者利便向上のため、ユニバーサルデザイン（UD）タクシーの導入状況を把握し更に導入拡大を図ると共に、「ユニバーサルドライバー研修」の実施と質的充実を図る。

- ・次世代ユニバーサルデザイン車両についての情報収集を行った。
- ・UDタクシードライバー研修を実施、4回252名が受講した。
- ・UDタクシー車両台数の導入拡大に努めた。

4. 旧特措法の地域計画における観光立国実現に向けた取組みとして、羽田空港国際化への対応は勿論、内外の観光客に対して、乗務員の質的向上を柱とした神奈川独自の観光タクシードライバー制度による観光タクシーの誕生（京浜地区）を実現したことから、今後更に同制度を活用した認定観光タクシー導入を拡大・推進する。

- ・観光立県かながわ推進連絡会議に参加し情報収集に努めた。
- ・（一社）京都府タクシー協会青年部会の皆様と観光タクシーについて意見交換を行った。
- ・2月に観光ドライバー認定研修を3回実施、129名が認定された。
- ・フェリス女学院等とのコラボした新たな観光コースを検討した。

5. 「タクシー業務適正化特別措置法」改正法に基づくタクシー運転者登録が本年10月1日から全国で実施され、神奈川では県央・湘南・小田原交通圏が登録対象（京浜交通圏は実施済）となることから、円滑な登録導入を図る。

- ・登録対象である県央・湘南・小田原交通圏の運転者の登録導入を図った。

6. 今後の運賃のあり方について検討する。

- ・初乗り短縮運賃の各交通圏別の調査を行った。また、調査結果については冊子にして会員に配布・説明した。

### Ⅲ. 広報委員会

1. タクシーが地域公共交通機関として県民に理解して頂くため、事業活動等をPRするための小冊子「神奈川のタクシー」に加えて、タクシー協会のホームページの活用により広報活動の一層の充実を図る。

- ・神奈川のタクシー2015小冊子を1,000冊作成し図書館、小学校等へ配布しタクシー業界の現状をPRした。
- ・ホームページをリニューアルし各社様々なタクシーサービスの情報収集を行う。

2. 社会貢献などを目的とした「タクシーの日」キャンペーンを実施する。

- ・被災地である南相馬市の仮設住宅にお住いの40名様を観光認定ドライバーが乗車した「かながわ観光タクシー」にご招待し新聞、テレビ等のマスコミによる「UDタクシー」、「かながわ観光タクシー」のPRを行った。
- ・交通安全と表記の「ばんそうこう」を作成し街頭指導等に配布をした。
- ・8月中にラジオ日本で交通情報のスポットで「UDタクシー」、「かながわ観光タクシー」のPRを行った。

3. サービス向上運動や交通安全運動など関係委員会が実施する事業と連携して広報活動を展開する。

- ・交通安全と表記の「ばんそうこう」を作成し街頭指導等に配布をした。

4. 報道・関係機関等に様々なタクシーサービス・事業活動等を積極的に広報し、タクシー業界のイメージアップを図ると共に併せて労働力の確保に努める。

・新聞記者、テレビ、ラジオ等のマスコミ関係者に業界の現状、課題を説明し意見交換会を開催した。  
・動画配信PR委員会が推進する「業界イメージアップ」に係る事業について、協力・支援を行った。  
・7月にヨコハマ・ヒューマン&テクノランド2015(パシフィコ横浜)、9月に2015横浜カーフリーデー(日本大通)、11月にバリアフリーフェスタ(アリオ橋本)においてUDタクシー等を出展しPRを行った。また、各支部主催のイベントに協力を行った。  
・2月の「かながわ駅伝競走大会(県央開会)」において先導車、救護車をEVタクシー、UDタクシーで行った。

5. 地域の各種イベントに参加して、ユニバーサルデザインタクシー、観光タクシーなどタクシーサービスをパンフレット等により積極的に広報する。

・ユニバーサルデザインタクシー、かながわ観光タクシーのパンフレットを作成増刷し、イベント、ホテル等に配布した。

6. 高齢者及び障害者等の公共交通機関利用に対する「心のバリアフリー」を推進すべく学生等を対象とした総合学習「交通バリアフリー教室」を実施する。

・6月10日、長津田第二小学校を皮切りに10月22日の並木中央小学校、10月30日四谷小学校で合計約250名の生徒を対象にバリアフリー教室を開催した。

7. 利用者モニター制度により広報公聴活動の一層の充実を図り、タクシーサービスの改善に資する。

・送付されたモニター葉書を各事業者へ返信し改善、激励を行う。また、アンケートを集計し業界の接客、サービス向上に役立てている。

## IV. 労務委員会

### 基本方針

平成27年度労務対策指針に基づき事業を推進する。

#### 1. 労働条件の整備

- (1) 法令改正の動向を的確に把握し、迅速に会員事業者へ情報提供するとともに、法令への理解を深め、その遵守に努める。

・神奈川県最低賃金改定の周知(平成27年10月18日発効)  
神奈川県最低賃金が時間給887円から905円に改定された。  
当協会は中央最低賃金審議会の目安答申に先立ち、神奈川県最低賃金審議会長に対し当県の経済実勢及び賃金支払い能力を踏まえた慎重な審議を求める意見書を提出したが、同審議会は神奈川県労働局長に対し上記のとおり引き上げを答申し、同答申のとおり決定された。最低賃金は法的拘束力を持つものであるため、平成27年9月、会員全社に対し決定内容を通知し、また、同年10月の定例役員会においても報告し周知を図った。  
・有期雇用特別措置法の施行に伴い、平成27年9月、協会ホームページ上において、無期転換ルールの特例を柱とする同法の内容について周知を図った。

(2) 適正な労働時間管理等の管理体制確立を目指す。とりわけ改善基準告示に基づいた運行管理及び賃金制度が定着するよう支援を行う。

・過労死等防止対策推進法に基づき、過重労働撲滅などの働き方改革が推進される中、各種会議等の機会を捉え改善基準告示の遵守を呼びかけた。

(3) 各種助成金について、会員への周知に努め、活用を支援する。

・新設された「女性活躍加速化助成金」に関し、労働局担当官を招いた勉強会において、助成内容、手続き等について説明を受けた。  
・ストレスチェック制度の実施に伴い一部事業者に適用される助成について研修会等の機会を通じ会員事業所に周知した。

(4) 第12次労働災害防止計画に基づいた計画策定及び推進を支援する。

(5) 改正労働安全衛生法等に対応したストレスチェックの推進を支援する。

・「12次防」に掲げられたメンタルヘルス対策への取組推進も踏まえ、神奈川労働局労働衛生部局担当官からストレスチェック制度の留意点について説明を受け、また、平成27年6月及び12月、定例役員会において同制度の内容を報告し周知を図った。さらに、平成28年2月、労務・経営研修会に専門家を招き、同制度に係る講演会を実施した。

(6) 法令改正等に対応して作成されたモデル就業規則について、専門家による説明会を開催する。

・昨年度末に完成したモデル就業規則の普及・促進のため、会員全社を対象に専門家を招いたセミナーを地域別に計5回実施した。  
また、セミナーでは有期雇用特別措置法に基づく無機転換ルールの特例に応じた労働条件通知書についても様式を示した説明が行われた。

## 2. 業界活性化のための調査研究

### (1) 若年労働者対策

業界活性化のため、新卒を含めた若年労働者確保の方策（賃金制度、キャリアパス等）について、引き続き調査研究を行う

### (2) 高年齢乗務員対策

業界活性化、安全対策等の観点から、あるべき高年齢乗務員対策について引き続き調査研究を行う。

### (3) 潜在求職者対策

業界活性化、業界のイメージアップの観点から、子育て中女性の就学後の確保について、引き続き調査研究を行う。

・乗務員確保対策及び業界活性化の基礎資料収集のため、乗務員の賃金実態調査を行った。  
・定年後の継続雇用契約の在り方などを検討し、モデル就業規則に反映させた。

## 3. 労働行政との積極的な情報交換

労働基準行政、職業安定行政及び雇用均等行政を所管する各部局との勉強会等を実施する。

・平成27年11月、労働基準行政及び雇用均等行政職員を招いて勉強会を実施し、乗務員の賃金・労働時間制度に係る留意点、改正労働安全衛生法に係る留意点、そして平成28年4月施行の女性活躍推進法に係る留意点等について勉強及び意見交換を行った。

#### 4. 各会員・各支部との連携強化

- (1) 労務委員会で収集した情報及び調査研究結果等の迅速かつ的確な提供等のため、各支部推薦労務委員を中心に各支部との連携強化を図る。
- (2) 協会ホームページ会員専用コーナーを活用し、情報提供チャンネルの拡大を図る。

・労働関係法令等の公布、施行に係る情報について、随時、定例役員会及び協会ホームページ上において報告し、併せて、支部会議等においても伝達、周知を図った。  
・モデル就業規則、求職者意識調査の結果、有期雇用特別措置法の留意点等を協会ホームページ(会員専用)に掲載した。

#### 5. 業界イメージ向上のための発信力の強化及び関連団体との交流

各委員会と連携し、業界イメージ向上の発信力強化策を協議するとともに、他業種団体とも積極的な交流を行い、雇用改善に寄与する方策の情報収集を図る。

・労働環境向上検討委員会を通じて、広報委員会を始めとする他の常置委員会と連携し、業界イメージアップをテーマに意見交換等を行った。

#### 6. 健全な労使関係の維持・発展

全神奈川ハイタク労働組合連絡会議との連絡協議会を定期的で開催し、労使間で各種の課題を共有する中で、相互に信頼を深め、より良い労使関係の維持・発展を目指す。

・協会側及び労組側、両者出席の下、神奈川地方ハイヤー・タクシー労務改善協議会を2回開催した。

#### 7. 研修会等の開催

経営委員会との合同研修会を開催し、経営者・管理者研修を行う。

・平成28年2月23～24日、湯本富士屋ホテルにおいて、第23回労務・経営研修会を開催した。

参加 91社 112名

○講演「ストレスチェック制度について」

講師 神奈川産業保健総合支援センター メンタルヘルス対策促進員 保坂 雅明 氏

○講演「共通配車アプリ(プラットホーム)の意義と『スマホ de タックン』について」

講師 境交通株式会社 代表取締役 根本 克己 氏

みずほ情報総研株式会社 チーフコンサルタント 平古場 浩之 氏

#### 8. 各種慈善事業団体等への協力・支援

神奈川新聞厚生文化事業団等の慈善団体等を通じ、県内交通遺児に対する支援活動への協力、激甚災害時等における被災団体等への支援活動を行う。

・「タクシーの日」キャンペーンの一環として、8月5日、神奈川新聞厚生文化事業団及び県立こども医療センターに対し、「善意の箱」に係る募金を贈呈した。(総額200万円)

## V. 交通指導事故防止委員会

交通事故の削減と街頭営業等における苦情の削減を目指し、下記の事項を強く推進する。

1. タクシー乗り場等における客待ち停車による道路交通への支障及び地域住民への迷惑行為を防止するため、各地区の交通指導員や神奈川タクシーセンター等との連携により街頭指導の充実強化を図る。

・春、夏、秋、年末年始の交通安全運動時を中心に迷惑行為防止に係ることを啓発した。  
・神奈川タクシーセンター等との連携により指導の充実を図った。

2. 交通指導員研修会の開催するにあたっては、研修内容の充実とともに交通指導員の更なる質的向上を図る。

・平成27年11月30日交通指導員研修会を開催し181名が出席した。

3. 交通事故の特徴・傾向等発生実態を把握し、会員各社に適時適切に情報提供等を行い、実効ある交通事故防止対策を推進する。

・県警本部より入手した資料等を会報、ホームページにより情報提供を行った。

4. 路上寝込み者等の轢過事故の防止に関する協定（平成26年12月、神奈川県警察と締結）の目的等を達成するため、神奈川県警察と連携し、路上寝込み者等の轢過事故未然防止のための防護措置を行い交通事故全体としての抑止を図る。また、交差点出会い頭事故防止の徹底を図る。

・春、夏、秋、年末年始の交通安全運動時を中心に交通事故防止に係ることを啓発した。  
・「ライトは基本上向き、スピード注意」と記載のステッカーを作製し全車に貼付した。

5. 重大事故に直結する飲酒運転、覚醒剤・危険ドラッグ等薬物使用による運転、最高速度超過運転、無車検車・無免許による運転等の防止を図るためコンプライアンスの徹底に努め、また、疾病・過労・居眠りによる運転等の防止を図るため注意喚起の徹底に努める。

・春、夏、秋、年末年始の交通安全運動時を中心にコンプライアンスに係ることを啓発した。  
・県警からの緊急通達を全事業者に送付した。

6. 「事業用自動車事故防止コンクール」の主催、「社内無事故コンクール」の共催及び「無事故・無違反コンクール(セーフティ・チャレンジ・かながわ)」の協賛等を行うことにより、交通安全意識の高揚に努める。

・「事業用自動車事故防止コンクール」は全事業者が参加、96事業者が受賞した。  
・「社内無事故コンクール」は、申請のあった416名の無事故乗務員が優良章を受章した。  
・「セーフティ・チャレンジ・かながわ」に協賛し、各事業者内の多数のグループが参加した。

7. 「春・秋の全国交通安全運動」「夏の交通事故防止運動とタクシーサービス向上運動」及び「年末年始自動車輸送安全総点検とタクシーサービス向上運動」の推進にあたっては、行政機関・関係団体と連携し実効ある運動を推進する。

・全事業者参加、関連通達の通知、たて看板、ポスターの掲示等により、交通安全運動の推進を図った。  
・街頭指導、査察を行い交通安全と表記した「ばんそうこう」を旅客等に配布した。

8. 中間見直しがされた国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2009」に対応し、死者数の削減（平成26年4人をゼロにする）、人身事故件数の半減（平成26年1,310件を50%減にする）、飲酒運転の根絶等に向けて安全対策を推進する。

・春、夏、秋、年末年始の交通安全運動時や「事業用自動車事故防止コンクール」の実施により安全対策を実施した。

9. 運輸安全マネジメント制度を徹底するため、事業者に輸送の安全が最優先であるという意識を浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性向上に努めるよう推進する。

・春、夏、秋、年末年始の交通安全運動時や「事業用自動車事故防止コンクール」の実施要領により輸送の安全性向上を推進した。